

【新型コロナウイルス】 ゴールドコースト市及びダーリングダウنز (Darling Downs) 地方に対する集会制限の緩和 (9月17日8時より施行)

2020年9月17日
在ブリスベン総領事館

- 16日、パラシェ・クイーンズランド (QLD) 州首相は、8月22日より発令されている集会制限の指定行政区について、9月17日 (木) 午前8時から、ゴールドコースト及びダーリングダウنز (Darling Downs) 地方を除外する旨発表しました。
- この措置に伴い、同17日午前8時から、ゴールドコースト市及びダーリングダウنز地方では、自宅及び公共の場所での集会人数が最大30人までとなった他、病院や高齢者福祉施設等に対する制限も緩和されました。
- 以下の指定行政区については、引き続き自宅及び公共の場所での集会を10人までとする制限及び高齢者福祉施設や障害者用宿泊施設に対する制限が適用されています。(以下の指定行政区を除く QLD州全域については最大30人まで)

指定行政区：

City of Brisbane

City of Ipswich

Lockyer Valley Region

Logan City

Moreton Bay Region

Redland City

Scenic Rim Region

Somerset Region

本措置に関する「QLD州 COVID-19 制限区域 (第6号)」本文については、以下(英文のみ)の州保健省HPをご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/restricted-areas-covid-19>

本措置に関する、州首席医務監指令原文 (英文のみ) については、以下をご覧ください。

- ・移動と集会に関する指令第4号「Movement and Gathering Direction (No. 4)」

<https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/movement-gathering-direction>

- ・高齢者福祉施設に関する指令第10号

<https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/aged-care>

- ・病院訪問に関する指令第6号

<https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/hospital-visitors-direction>

- ・障がい者用宿泊施設に関する指令第3号

<https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/disability-accommodation-services>

22日から発令されている集会制限については、以下の22日付け当館領事メールをご覧ください。

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus22082020.pdf>

本措置発表に関するパラシェQLD州首相Twitterは以下をご覧ください。

<https://twitter.com/AnnastaciaMP/status/1306024330464292869>

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>